

各位

会社名 株式会社きちりホールディングス
(コード番号 : 3082 東証スタンダード)
本店所在地 大阪府中央区安土町二丁目3番13号
代表者名 代表取締役社長CEO 兼 COO 平川 昌紀
問合せ先 常務取締役 CFO 葛原 昭
電話番号 06-6262-3456

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月28日開催予定の第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記(3)の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。	<削除>
<新設>	(電子提供措置等)

<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
	<p>(附則)</p> <p>1. 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 9 月 28 日 (予定)

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 2022 年 9 月 28 日 (予定)

以 上